

旭川市旅館業法施行条例（平成12年3月31日条例第41号）（新旧対照表）

改正後	改正前
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、旅館業法（昭和23年法律第138号。以下「法」という。）及び旅館業法施行令（昭和32年政令第152号。以下「政令」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（営業の許可の申請）</p> <p>第2条 法第3条第1項の許可を受けようとする者は、規則で定める申請書を市長に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の申請書には、規則で定める書類又は図面を添付しなければならない。</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、旅館業法（昭和23年法律第138号。以下「法」という。）及び旅館業法施行令（昭和32年政令第152号。以下「政令」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（営業の許可の申請）</p> <p>第2条 法第3条第1項の許可を受けようとする者は、規則で定める申請書を市長に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の申請書には、規則で定める書類又は図面を添付しなければならない。</p>
<p>（削る）</p>	<p><u>（ホテル営業の施設の構造設備の基準）</u></p> <p><u>第2条の2 政令第1条第1項第11号の条例で定める構造設備の基準は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>（1） 施設及びこれに附属する工作物の外壁又は屋根は、その形態、意匠等が善良の風俗を害するものでないこと。</u></p> <p><u>（2） 客室は、次の要件を満たすものであること。</u></p> <p><u>ア 寝具を置く部分の床面積は、宿泊者1人につき2.47平方メートル以上であること。</u></p> <p><u>イ 内部において宿泊料等の受渡しを行うことができるエアシャウト、小窓等の設備が設けられていないこと。</u></p> <p><u>ウ 客室の外部から客室の内部を見通すことができる設備（採光又は換気のための窓その他の開口部を除く。）が設けられていないこと。</u></p> <p><u>エ 出入口は、宿泊者が自由に開閉できるものであること。</u></p> <p><u>オ 出入口又はその周辺の見やすい場所に客室の番号又は室名が表示されていること。</u></p> <p><u>（3） 客室と当該客室以外の部分とを接続する当該客室専用の廊下、階段その他の通路（以下「専用通路」という。）を有する場合には、当該専用通路は、次の要件を満たすものであること。</u></p> <p><u>ア 内部において宿泊料等の受渡しを行うことができるエアシャウト、小窓等の設備が設けられていないこと。</u></p>

改正後	改正前
	<p><u>イ 出入口は、宿泊者が自由に開閉できるものであること。</u></p> <p><u>(4) 玄関帳場その他これに類する設備（以下「玄関帳場等」という。）は、次の要件を満たすものであること。</u></p> <p><u>ア 宿泊しようとする者が必ず通過する場所に面して設けられていること。</u></p> <p><u>イ 宿泊しようとする者との面接に適し、かつ、宿泊者その他の利用者の出入りを容易に確認することができる位置に縦横それぞれ1メートル以上の開口部を有する受付窓口が設けられていること。</u></p> <p><u>ウ 受付窓口には、幅0.3メートル以上、長さ1メートル以上の受付台が宿泊に係る手続を行うのに適した位置に付設されていること。</u></p> <p><u>エ 受付窓口において宿泊しようとする者との面接を行うのに適した照度を満たす照明設備が設けられていること。</u></p> <p><u>オ 受付窓口の周辺の見やすい場所にフロント等玄関帳場等である旨が表示されていること。</u></p> <p><u>カ 受付窓口及びその周囲には、カーテン、囲い等宿泊しようとする者との面接を妨げるおそれのある設備が設けられていないこと。</u></p> <p><u>キ 床面積は、3.3平方メートル以上であること。</u></p> <p><u>ク 客室（かぎをかけることができるものに限る。）のかぎを保管する設備が設けられていること。</u></p> <p><u>(5) 共同用の便所は、次の要件を満たすものであること。</u></p> <p><u>ア 便器の数は、客室（専用の便所を有するものを除く。以下この号において同じ。）の定員が20人以下のときは3個以上、20人を超えるときは3個に相当数を増した数であること。</u></p> <p><u>イ 客室のある階ごとに設けられていること。ただし、一の階の客室の定員が20人以下の場合であって、当該階の直近の階に同階の客室の定員と当該一の階の客室の定員との合計数に応じた便器を有する共同用の便所が設けられているときは、この限りでない。</u></p> <p><u>(6) 宿泊者が共用できる適当な広さのロビー等を有すること。</u></p> <p><u>(7) 宿泊者の需要を満たすことができる適当な広さの洋式の食堂及び適当な規模の調理室を有すること。</u></p> <p><u>(8) 客室の定員数以上の数の寝具を備え、かつ、当該寝具の保管に適した設備を有すること。</u></p>

改正後	改正前
<p>(旅館・ホテル営業の施設の構造設備の基準)</p> <p>第2条の2 政令第1条第1項第8号の条例で定める構造設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 施設及びこれに附属する工作物の外壁又は屋根は、その形態、意匠等が善良の風俗を害するものでないこと。</p> <p>(2) 客室は、次の要件を満たすものであること。</p> <p>ア 寝具を置く部分の床面積は、宿泊者1人につき2.47平方メートル以上であること。</p> <p>(削る)</p> <p>イ 客室の外部から客室の内部を見通すことができる設備（採光又は換気のための窓その他の開口部を除く。）が設けられていないこと。</p> <p>(削る)</p> <p>ウ 出入口又はその周辺の見やすい場所に客室の番号又は室名が表示されていること。</p> <p>(3) <u>玄関帳場は、次の要件を満たすものであること。</u></p> <p>ア <u>宿泊しようとする者が必ず通過する場所に面し、宿泊者その他の施設の利用者の出入りを容易に確認することができる位置に設けられていること。</u></p> <p>イ <u>宿泊しようとする者と直接面接することができる構造であること。</u></p> <p>ウ <u>受付等の事務を行うのに適した広さを有すること。</u></p> <p>エ <u>宿泊しようとする者との面接を行うのに適した照度を満たす照明設備が設けられていること。</u></p> <p>オ <u>見やすい場所に玄関帳場である旨が表示されていること。</u></p> <p>カ <u>宿泊しようとする者との面接を妨げるおそれのある設備が設けられていないこと。</u></p> <p>(削る)</p>	<p>(旅館営業の施設の構造設備の基準)</p> <p>第2条の3 政令第1条第2項第10号の条例で定める構造設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 施設及びこれに附属する工作物の外壁又は屋根は、その形態、意匠等が善良の風俗を害するものでないこと。</p> <p>(2) 客室は、次の要件を満たすものであること。</p> <p>ア 寝具を置く部分の床面積は、宿泊者1人につき2.47平方メートル以上であること。</p> <p><u>イ 内部において宿泊料等の受渡しを行うことができるエアシュート、小窓等の設備が設けられていないこと。</u></p> <p>ウ 客室の外部から客室の内部を見通すことができる設備（採光又は換気のための窓その他の開口部を除く。）が設けられていないこと。</p> <p>エ <u>出入口は、宿泊者が自由に開閉できるものであること。</u></p> <p>オ 出入口又はその周辺の見やすい場所に客室の番号又は室名が表示されていること。</p> <p>(3) <u>専用通路を有する場合には、当該専用通路は、次の要件を満たすものであること。</u></p> <p>ア <u>内部において宿泊料等の受渡しを行うことができるエアシュート、小窓等の設備が設けられていないこと。</u></p> <p>イ <u>出入口は、宿泊者が自由に開閉できるものであること。</u></p> <p>(4) <u>玄関帳場等は、次の要件を満たすものであること。</u></p> <p>ア <u>宿泊しようとする者が必ず通過する場所に面して設けられていること。</u></p> <p>イ <u>宿泊しようとする者との面接に適し、かつ、宿泊者その他の利用者の出入りを容易に確認することができる位置に縦横それぞれ1メートル以上の開口部を有する受付窓口が設けられていること。</u></p>

改正後	改正前
<p>(4) 当該施設の規模に応じた適当な暖房設備を有すること。</p> <p>(5) <u>便所が設けられていない客室がある場合は、宿泊者の利用しやすい位置に、当該客室の定員に応じた適当な数の便器を有する共同用の便所が設けられていること。</u></p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(6) 客室の定員数以上の数の寝具を備え、かつ、当該寝具の保管に適した設備を有すること。</p> <p>(簡易宿所営業の施設の構造設備の基準)</p> <p><u>第2条の3 政令第1条第2項第7号の条例で定める構造設備の基準は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) 施設及びこれに附属する工作物の外壁又は屋根は、その形態、意匠等が善良の風俗を害するものでないこと。</p>	<p><u>ウ 受付窓口には、幅0.3メートル以上、長さ1メートル以上の受付台が宿泊に係る手続を行うのに適した位置に付設されていること。</u></p> <p><u>エ 受付窓口において宿泊しようとする者との面接を行うのに適した照度を満たす照明設備が設けられていること。</u></p> <p><u>オ 受付窓口の周辺の見やすい場所に受付等玄関帳場等である旨が表示されていること。</u></p> <p><u>カ 受付窓口及びその周囲には、カーテン、囲い等宿泊しようとする者との面接を妨げるおそれのある設備が設けられていないこと。</u></p> <p><u>キ 床面積は、3.3平方メートル以上であること。</u></p> <p><u>ク 客室（かぎをかけることができるものに限る。）のかぎを保管する設備が設けられていること。</u></p> <p>(5) 当該施設の規模に応じた適当な暖房設備を有すること。 (追加)</p> <p>(6) <u>共同用の便所は、次の要件を満たすものであること。</u></p> <p><u>ア 男子用及び女子用の区分があること。</u></p> <p><u>イ 便器の数は、客室（専用の便所を有するものを除く。以下この号において同じ。）の定員が20人以下のときは3個以上、20人を超えるときは3個に相当数を増した数であること。</u></p> <p><u>ウ 客室のある階ごとに設けられていること。ただし、一の階の客室の定員が20人以下の場合であって、当該階の直近の階に同階の客室の定員と当該一の階の客室の定員との合計数に応じた便器を有する共同用の便所が設けられているときは、この限りでない。</u></p> <p>(7) <u>適当な規模の調理室を有すること。</u></p> <p>(8) 客室の定員数以上の数の寝具を備え、かつ、当該寝具の保管に適した設備を有すること。</p> <p>(簡易宿所営業の施設の構造設備の基準)</p> <p><u>第2条の4 政令第1条第3項第7号の条例で定める構造設備の基準は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) 施設及びこれに附属する工作物の外壁又は屋根は、その形態、意匠等が善良の風俗を害するものでないこと。</p>

改正後	改正前
<p>(2) 客室は、次の要件を満たすものであること。</p> <p>ア 寝具を置く部分の床面積は、宿泊者1人につき2.47平方メートル(階層式寝台を有する場合には、当該寝台を使用する宿泊者1人につき1.65平方メートル)以上であること。</p> <p>(削る)</p> <p>イ 客室の外部から客室の内部を見通すことができる設備(採光又は換気のための窓その他の開口部を除く。)が設けられていないこと。</p> <p>(削る)</p> <p>ウ 出入口又はその周辺の見やすい場所に客室の番号又は室名が表示されていること。</p> <p>(3) <u>次の要件を満たす玄関帳場を有すること。ただし、これに代替する機能を有する設備を設けることその他善良の風俗の保持を図るための措置が講じられており、かつ、事故が発生したときその他の緊急時における迅速な対応のための体制が整備されている場合は、この限りでない。</u></p> <p>ア <u>宿泊しようとする者が必ず通過する場所に面して設けられていること。</u></p> <p>イ <u>宿泊しようとする者と直接面接することができる構造であること。</u></p> <p>ウ <u>受付等の事務を行うのに適した広さを有すること。</u></p> <p>エ <u>宿泊しようとする者との面接を行うのに適した照度を満たす照明設備が設けられていること。</u></p> <p>オ <u>見やすい場所に玄関帳場である旨が表示されていること。</u></p> <p>カ <u>宿泊しようとする者との面接を妨げるおそれのある設備が設けられていないこと。</u></p> <p>(削る)</p>	<p>(2) 客室は、次の要件を満たすものであること。</p> <p>ア 寝具を置く部分の床面積は、宿泊者1人につき2.47平方メートル(階層式寝台を有する場合には、当該寝台を使用する宿泊者1人につき1.65平方メートル)以上であること。</p> <p>イ <u>多数人で共用する構造又は設備を有しない客室(以下この号において「客室」という。)にあつては、客室の内部において宿泊料等の受渡しを行うことができるエアシュート、小窓等の設備が設けられていないこと。</u></p> <p>ウ 客室の外部から客室の内部を見通すことができる設備(採光又は換気のための窓その他の開口部を除く。)が設けられていないこと。</p> <p>エ <u>出入口は、宿泊者が自由に開閉できるものであること。</u></p> <p>オ 出入口又はその周辺の見やすい場所に客室の番号又は室名が表示されていること。</p> <p>(3) <u>専用通路(多数人で共用する構造又は設備を有しない客室と接続するものに限る。)を有する場合には、当該専用通路は、次の要件を満たすものであること。</u></p> <p>ア <u>内部において宿泊料等の受渡しを行うことができるエアシュート、小窓等の設備が設けられていないこと。</u></p> <p>イ <u>出入口は、宿泊者が自由に開閉できるものであること。</u></p> <p>(4) <u>次の要件を満たす玄関帳場等を有すること。</u></p> <p>ア <u>宿泊しようとする者が必ず通過する場所に面して設けられていること。</u></p> <p>イ <u>宿泊しようとする者との面接に適し、かつ、宿泊者その他の利用者の出入りを容易に確認することができる位置に縦横それぞれ1メートル</u></p>

改正後	改正前
<p>(4) 当該施設の規模に応じた適当な暖房設備を有すること。</p> <p>(5) <u>便所が設けられていない客室がある場合は、宿泊者の利用しやすい位置に、当該客室の定員に応じた適当な数の便器を有する共同用の便所が設けられていること。</u></p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(6) 客室の定員数以上の数の寝具を備え、かつ、当該寝具の保管に適した設備を有すること。</p> <p>(下宿営業の施設の構造設備の基準)</p> <p>第2条の4 政令第1条第3項第5号の条例で定める構造設備の基準は、次のとおりとする。</p>	<p><u>ル以上の開口部を有する受付窓口が設けられていること。</u></p> <p>ウ <u>受付窓口には、幅0.3メートル以上、長さ1メートル以上の受付台が宿泊に係る手続を行うのに適した位置に付設されていること。</u></p> <p>エ <u>受付窓口において宿泊しようとする者との面接を行うのに適した照度を満たす照明設備が設けられていること。</u></p> <p>オ <u>受付窓口の周辺の見やすい場所にフロント等玄関帳場等である旨が表示されていること。</u></p> <p>カ <u>受付窓口及びその周囲には、カーテン、囲い等宿泊しようとする者との面接を妨げるおそれのある設備が設けられていないこと。</u></p> <p>キ <u>床面積は、3.3平方メートル以上であること。</u></p> <p>ク <u>客室（かぎをかけることができるものに限る。）のかぎを保管する設備が設けられていること。</u></p> <p>(5) 当該施設の規模に応じた適当な暖房設備を有すること。</p> <p>(追加)</p> <p>(6) <u>共同用の便所は、次の要件を満たすものであること。</u></p> <p>ア <u>便器の数は、客室（専用の便所を有するものを除く。以下この号において同じ。）の定員が20人以下のときは3個以上、20人を超えるときは3個に相当数を増した数であること。</u></p> <p>イ <u>客室のある階ごとに設けられていること。ただし、一の階の客室の定員が20人以下の場合であって、当該階の直近の階に同階の客室の定員と当該一の階の客室の定員との合計数に応じた便器を有する共同用の便所が設けられているときは、この限りでない。</u></p> <p>(7) <u>客室が食事を提供できる構造でないときは、宿泊者の需要を満たすことができる適当な広さの食堂を有すること。</u></p> <p>(8) <u>適当な規模の調理室を有すること。</u></p> <p>(9) 客室の定員数以上の数の寝具を備え、かつ、当該寝具の保管に適した設備を有すること。</p> <p>(下宿営業の施設の構造設備の基準)</p> <p>第2条の5 政令第1条第4項第5号の条例で定める構造設備の基準は、次のとおりとする。</p>

改正後	改正前
<p>(削る)</p> <p>(1) <u>一の客室の床面積は、4.95平方メートル以上であること。</u></p> <p>(2) <u>客室のうち寝具を置く部分の床面積は、宿泊者1人につき2.47平方メートル以上であること。</u></p> <p>(3) <u>便所が設けられていない客室がある場合は、宿泊者の利用しやすい位置に、当該客室の定員に応じた適当な数の便器を有する共同用の便所が設けられていること。</u></p> <p>(削る)</p> <p>(構造設備の基準の特例)</p> <p><u>第2条の5</u> 旅館業（下宿営業を除く。）の施設のうち、旅館業法施行規則（昭和23年厚生省令第28号。以下「省令」という。）第5条第1項第1号から第4号までに掲げる施設については、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める基準は、適用しない。</p> <p>(1) 省令第5条第1項第1号から第3号までに掲げる施設 <u>第2条の2第2号ア及び第3号並びに第2条の3第2号ア及び第3号の基準</u></p> <p>(2) 省令第5条第1項第4号に掲げる施設 <u>第2条の3第2号ア及び第3号の基準</u></p> <p>2 前項に定めるもののほか、旅館業の施設のうち、季節的状況、地理的状況その他特別の事情により第2条の2から前条までの基準による必要がないもの又はこれらの基準によることができないものであって公衆衛生上及び善良の風俗の保持上支障がないと認められるものについては、これらの基準の全部又は一部を適用しないことができる。</p>	<p>(1) <u>客室の数は、5室以上であること。</u></p> <p>(2) <u>客室の床面積は、それぞれ4.95平方メートル以上であること。</u></p> <p>(3) <u>客室のうち寝具を置く部分の床面積は、宿泊者1人につき2.47平方メートル以上であること。</u></p> <p>(追加)</p> <p>(4) <u>共同用の便所は、次の要件を満たすものであること。</u></p> <p>ア <u>便器の数は、客室（専用の便所を有するものを除く。以下この号において同じ。）の定員が20人以下のときは3個以上、20人を超えるときは3個に相当数を増した数であること。</u></p> <p>イ <u>客室のある階ごとに設けられていること。ただし、一の階の客室の定員が20人以下の場合であって、当該階の直近の階に同階の客室の定員と当該一の階の客室の定員との合計数に応じた便器を有する共同用の便所が設けられているときは、この限りでない。</u></p> <p>(構造設備の基準の特例)</p> <p><u>第2条の6</u> 旅館業（下宿営業を除く。）の施設のうち、旅館業法施行規則（昭和23年厚生省令第28号。以下「省令」という。）第5条第1項第1号から第4号までに掲げる施設については、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める基準は、適用しない。</p> <p>(1) 省令第5条第1項第1号から第3号までに掲げる施設 <u>第2条の2第2号ア及び第4号、第2条の3第2号ア及び第4号並びに第2条の4第2号ア及び第4号の基準</u></p> <p>(2) 省令第5条第1項第4号に掲げる施設 <u>第2条の4第2号ア、第4号及び第7号の基準</u></p> <p>2 前項に定めるもののほか、旅館業の施設のうち、季節的状況、地理的状況その他特別の事情により第2条の2から前条までの基準による必要がないもの又はこれらの基準によることができないものであって公衆衛生上及び善良の風俗の保持上支障がないと認められるものについては、これらの基準の全部又は一部を適用しないことができる。</p>

改正後	改正前
<p>(法第3条第3項第3号に規定する条例で定める施設)</p> <p><u>第2条の6</u> 法第3条第3項第3号(法第3条の2第2項及び第3条の3第3項において準用する場合を含む。)に規定する条例で定める施設は、次に掲げる施設とする。</p> <p>(1) 図書館法(昭和25年法律第118号)第2条第1項に規定する図書館</p> <p>(2) 博物館法(昭和26年法律第285号)第2条第1項に規定する博物館及び同法第29条に規定する博物館に相当する施設として指定された施設</p> <p>(3) その他多数の生徒、児童及び幼児の利用に供される施設であって市長が指定するもの</p> <p>2 市長は、前項第3号の施設を指定するときは、その旨を告示しなければならない。</p>	<p>(法第3条第3項第3号に規定する条例で定める施設)</p> <p><u>第2条の7</u> 法第3条第3項第3号(法第3条の2第2項及び第3条の3第3項において準用する場合を含む。)に規定する条例で定める施設は、次に掲げる施設とする。</p> <p>(1) 図書館法(昭和25年法律第118号)第2条第1項に規定する図書館</p> <p>(2) 博物館法(昭和26年法律第285号)第2条第1項に規定する博物館及び同法第29条に規定する博物館に相当する施設として指定された施設</p> <p>(3) その他多数の生徒、児童及び幼児の利用に供される施設であって市長が指定するもの</p> <p>2 市長は、前項第3号の施設を指定するときは、その旨を告示しなければならない。</p>
<p>(法第3条第4項の条例で定める者)</p> <p><u>第2条の7</u> 法第3条第4項(法第3条の2第2項及び第3条の3第3項において準用する場合を含む。)の条例で定める者は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める者とする。</p> <p>(1) 国、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人、国立大学法人法(平成15年法律第112号)第2条第1項に規定する国立大学法人又は地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人の設置する施設 当該施設の長</p> <p>(2) 地方公共団体の設置する施設 当該施設を所管する地方公共団体の長又は教育委員会</p> <p>(3) 前2号に掲げる施設以外の施設 当該施設の所在地の市長若しくは町長又は教育委員会</p>	<p>(法第3条第4項の条例で定める者)</p> <p><u>第2条の8</u> 法第3条第4項(法第3条の2第2項及び第3条の3第3項において準用する場合を含む。)の条例で定める者は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める者とする。</p> <p>(1) 国、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人、国立大学法人法(平成15年法律第112号)第2条第1項に規定する国立大学法人又は地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人の設置する施設 当該施設の長</p> <p>(2) 地方公共団体の設置する施設 当該施設を所管する地方公共団体の長又は教育委員会</p> <p>(3) 前2号に掲げる施設以外の施設 当該施設の所在地の市長若しくは町長又は教育委員会</p>
<p>(法人の合併又は分割の場合の地位の承継の承認の申請)</p> <p>第3条 法第3条の2第1項の承認を受けようとする者は、規則で定める申請書を市長に提出しなければならない。</p>	<p>(法人の合併又は分割の場合の地位の承継の承認の申請)</p> <p>第3条 法第3条の2第1項の承認を受けようとする者は、規則で定める申請書を市長に提出しなければならない。</p>
<p>(相続の場合の地位の承継の承認の申請)</p> <p>第4条 法第3条の3第1項の承認を受けようとする者は、規則で定める申</p>	<p>(相続の場合の地位の承継の承認の申請)</p> <p>第4条 法第3条の3第1項の承認を受けようとする者は、規則で定める申</p>

改正後	改正前
<p>請書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(申請書の記載事項の変更等の届出)</p> <p>第5条 法第3条第1項の許可又は法第3条の2第1項若しくは法第3条の3第1項の承認を受けた者は、第2条第1項、第3条若しくは第4条の申請書に記載した事項の変更をしたとき、又は営業の全部若しくは一部の停止をし、若しくは廃止をしたときは、規則で定める事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の届出書には、規則で定める書類又は図面を添付しなければならない。</p> <p>(旅館業の施設について講ずべき措置の基準)</p> <p>第5条の2 法第4条第2項の措置の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 採光又は照明は、<u>施設内のそれぞれの場所で適切な照度を有すること。</u></p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(2) 浴槽水は、次に掲げる措置を講ずること。</p> <p>ア 毎日取り替えること。</p> <p>イ 24時間以上取り替えないで循環させ、及びろ過している浴槽水(以下この条において「連日使用型循環浴槽水」という。)にあっては、アの規定にかかわらず、1週間に1回以上取り替えること。</p> <p>ウ 気泡発生装置、シャワー設備その他の大気中に多数の液体の微粒子を発生させる設備(以下この条において「気泡発生装置等」という。)には、連日使用型循環浴槽水を使用しないこと。</p> <p>(3) 露天風呂がある場合には、その浴槽水が配管を通じて屋内の浴槽の浴槽水に混入しないようにすること。</p> <p>(4) 洗面設備には、飲用に適する水を供給すること。</p>	<p>請書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(申請書の記載事項の変更等の届出)</p> <p>第5条 法第3条第1項の許可又は法第3条の2第1項若しくは法第3条の3第1項の承認を受けた者は、第2条第1項、第3条若しくは第4条の申請書に記載した事項の変更をしたとき、又は営業の全部若しくは一部の停止をし、若しくは廃止をしたときは、規則で定める事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の届出書には、規則で定める書類又は図面を添付しなければならない。</p> <p>(営業の施設について講ずべき措置の基準)</p> <p>第5条の2 法第4条第2項の措置の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 採光又は照明は、<u>次のとおりとすること。</u></p> <p>ア <u>客室、ロビーその他これらに類する場所にあつては、床面において70ルクス以上の照度を有すること。</u></p> <p>イ <u>洗面所、浴場及び便所にあつては、床面において20ルクス以上の照度を有すること。</u></p> <p>ウ <u>廊下、階段その他の通路にあつては、床面において常時10ルクス以上の照度を有すること。</u></p> <p>(2) 浴槽水は、次に掲げる措置を講ずること。</p> <p>ア 毎日取り替えること。</p> <p>イ 24時間以上取り替えないで循環させ、及びろ過している浴槽水(以下この条において「連日使用型循環浴槽水」という。)にあっては、アの規定にかかわらず、1週間に1回以上取り替えること。</p> <p>ウ 気泡発生装置、シャワー設備その他の大気中に多数の液体の微粒子を発生させる設備(以下この条において「気泡発生装置等」という。)には、連日使用型循環浴槽水を使用しないこと。</p> <p>(3) 露天風呂がある場合には、その浴槽水が配管を通じて屋内の浴槽の浴槽水に混入しないようにすること。</p> <p>(4) 洗面設備には、飲用に適する水を供給すること。</p>

改正後	改正前
<p>(5) 寝具を常に清潔にし、寝具のうち、布団カバー、枕カバー、敷布、寝衣その他の宿泊者の皮膚に接するものは、これを宿泊者1人ごとに洗濯したものと取り替えること。</p> <p>(6) <u>旅館業</u>の施設を清掃し、当該施設のうち、便所、洗面所、浴場その他の不潔になりやすい場所については、必要に応じ消毒等を行い、衛生上支障がないようにすること。この場合において、連日使用型循環浴槽水を用いる浴槽、浴槽水の循環ろ過装置及び気泡発生装置等については、次に掲げる措置を講ずること。</p> <p>ア 連日使用型循環浴槽水を用いる浴槽にあつては、当該浴槽を1週間に1回以上清掃し、及び消毒すること。</p> <p>イ 浴槽水の循環ろ過装置を1週間に1回以上洗浄し、及び消毒すること。</p> <p>ウ 気泡発生装置等の空気の取入口から土ぼこりが入らないようにすること。</p> <p>(7) ねずみ、昆虫等の発生及び侵入を防止し、並びにその駆除を行うこと。</p> <p>(8) 客室にガスを使用する設備がある場合には、その使用方法を宿泊者の見やすい場所に表示すること。</p> <p>(9) 換気設備、暖房設備、給水設備、排水設備その他の設備は、適正に使用することができるよう保守点検を行い、必要に応じ、整備又は補修を行うこと。</p> <p>(10) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）の規定により就業が制限される感染症にかかっている者又はその疑いのある者は、当該感染症をまん延させるおそれなくなるまでの間、業務に従事させないこと。</p>	<p>(5) 寝具を常に清潔にし、寝具のうち、布団カバー、枕カバー、敷布、寝衣その他の宿泊者の皮膚に接するものは、これを宿泊者1人ごとに洗濯したものと取り替えること。</p> <p>(6) <u>営業</u>の施設を清掃し、当該施設のうち、便所、洗面所、浴場その他の不潔になりやすい場所については、必要に応じ消毒等を行い、衛生上支障がないようにすること。この場合において、連日使用型循環浴槽水を用いる浴槽、浴槽水の循環ろ過装置及び気泡発生装置等については、次に掲げる措置を講ずること。</p> <p>ア 連日使用型循環浴槽水を用いる浴槽にあつては、当該浴槽を1週間に1回以上清掃し、及び消毒すること。</p> <p>イ 浴槽水の循環ろ過装置を1週間に1回以上洗浄し、及び消毒すること。</p> <p>ウ 気泡発生装置等の空気の取入口から土ぼこりが入らないようにすること。</p> <p>(7) ねずみ、昆虫等の発生及び侵入を防止し、並びにその駆除を行うこと。</p> <p>(8) 客室にガスを使用する設備がある場合には、その使用方法を宿泊者の見やすい場所に表示すること。</p> <p>(9) 換気設備、暖房設備、給水設備、排水設備その他の設備は、適正に使用することができるよう保守点検を行い、必要に応じ、整備又は補修を行うこと。</p> <p>(10) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）の規定により就業が制限される感染症にかかっている者又はその疑いのある者は、当該感染症をまん延させるおそれなくなるまでの間、業務に従事させないこと。</p>
<p>(法第5条第3号の条例で定める事由)</p> <p>第5条の3 法第5条第3号の条例で定める事由は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 宿泊しようとする者が泥酔し、又は著しく異常な言動をしているため、他の宿泊者に迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき。</p> <p>(2) 宿泊しようとする者の服装又は携帯品が著しく不潔であるため、他の宿泊者の衛生の保持に支障があると認められるとき。</p>	<p>(法第5条第3号の条例で定める事由)</p> <p>第5条の3 法第5条第3号の条例で定める事由は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 宿泊しようとする者が泥酔し、又は著しく異常な言動をしているため、他の宿泊者に迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき。</p> <p>(2) 宿泊しようとする者の服装又は携帯品が著しく不潔であるため、他の宿泊者の衛生の保持に支障があると認められるとき。</p>

改正後	改正前
<p>(手数料)</p> <p>第6条 次の各号に掲げる者は、それぞれ当該各号に定める手数料を申請の際、納入しなければならない。</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p><u>(1)</u> 旅館・ホテル営業の許可を受けようとする者 1件につき 22,300円</p> <p><u>(2)</u> 簡易宿所営業の許可を受けようとする者 1件につき 19,100円</p> <p><u>(3)</u> 下宿営業の許可を受けようとする者 1件につき 19,100円</p> <p><u>(4)</u> 旅館業の許可を受けた地位の承継の承認を受けようとする者 1件につき 7,600円</p> <p>2 既納の手数料は、還付しない。</p> <p>(委任)</p> <p>第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。</p>	<p>(手数料)</p> <p>第6条 次の各号に掲げる者は、それぞれ当該各号に定める手数料を申請の際、納入しなければならない。</p> <p><u>(1)</u> ホテル営業の許可を受けようとする者 1件につき 23,300円</p> <p><u>(2)</u> 旅館営業の許可を受けようとする者 1件につき 22,300円</p> <p><u>(2)の2</u> 旅館・ホテル営業の許可を受けようとする者 1件につき 22,300円</p> <p><u>(3)</u> 簡易宿所営業の許可を受けようとする者 1件につき 19,100円</p> <p><u>(4)</u> 下宿営業の許可を受けようとする者 1件につき 19,100円</p> <p><u>(5)</u> 旅館業の許可を受けた地位の承継の承認を受けようとする者 1件につき 7,600円</p> <p>2 既納の手数料は、還付しない。</p> <p>(委任)</p> <p>第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。</p>